

事務連絡
令和2年8月31日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けた技能実習生の
在留諸申請の取扱いについて（その2）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについては、令和2年4月1日付け事務連絡でご連絡したところです。この取扱いについて、8月12日からその内容が一部変更され、新型コロナウイルスの影響で技能実習を終えても帰国できない外国人については、従前と同一の業務での就労に加え、従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能とされています。

なお、本国への帰国が困難な外国人の方は、「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格の変更が可能となり、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることも可能となっています（現時点では1年間上限）。

つきましては、貴協会の会員各企業の皆様に、別添の取扱いについてご周知いただき、取組が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしく願いいたします。

以上

担当：労働部 古田、吉田